

教育警察委員会の概要（教育）

開催年月日	令和元年12月16日	開会、閉会時間	12時55分から 14時00分まで
委員の出欠	出席：山本委員長、若井副委員長 岩井委員、尾藤委員、川上委員、伊藤(英)委員、山内委員、 平野(祐)委員 欠席：なし		
(付託案件の可否)			
(予 算)	議第137号	令和元年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会 関係	(可決)
(請 願)	請願第6号	35人学級の前進、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！2019年度 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願	(不採択)
(質疑の内容)			
発言者	発言内容		
【12月補正予算】			
(質疑なし)			
【請願】35人学級の前進、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！2019年度すべての子どもたちに ゆきとどいた教育を求める請願			
※平野(祐)委員より不採択とすべき発言があり、採決の結果、不採択とされた。			
【報告】損害賠償の額を定めることについて			
川上委員	芝刈機及び刈払機を操作中に石が飛散したことにより、自動車を破損させた2件の事故 について、事故を起こした職員は、必要な資格を有していたのか。		
教職員課長	どちらの事故においても、職員は、刈払機取扱作業者に必要な安全衛生教育を受講済み であった。		
川上委員	資格講習において、刈払機は一方向に向けて行うことを習うと思うが、作業者は基本的な ことを承知していなかったのか。		
教職員課長	関高校の場合、作業員本人からの聞き取りによると、作業は飛び石による事故が発生し た道路に背を向けて行っており、本来、道路側に石は飛ばないものと考えていたとのこと であった。しかしながら、刈払機部分は金属製となっており、回転の向きと接触した石など の固形物の位置関係によっては、後ろ側に飛散することもあり得るため、今回の事故を契 機に改めて、作業中の事故防止策について指導を行ったものである。		
川上委員	刈払機の形状はひも状のものか。		
教職員課長	関高校で使用していたのは、チップソータイプといわれるノコギリ状の刈払機で、		

	岐南工業高校は、手押し式の芝刈機を使用していた。
川上委員	草刈機や芝刈機は、危険な道具であり、石などを跳ね飛ばした場合に、20メートルぐらい飛散する場合もある。今回は、衝突したのが車両であったが、これが児童生徒であったり、目などの急所部分に当たった場合には、大問題となるため、作業時の安全対策には最大限注意を払って行っていただきたい。
教職員課長	今回の事案を受けて事故防止対策の検討時には、国民生活センターが公表している「刈払作業時の注意喚起」を検証し、刈払機の刈刃の形状や、作業環境に応じて、何十メートルも石が飛散するケースがあることを確認している。なお、同センターによると、「作業周辺15メートルに人がいないことや、作業前に、小石や硬い異物を除去すること」などを注意点に挙げており、それらの内容を盛り込んで、事故防止対策を整理したところである。
山内委員	草刈作業において、刈払機の購入当初に装備されていた刈刃を使用して作業する中で、刃の部分が石に当たって欠け、作業者の足に刺さった事例というのを聞いたことがある。原因は、安価な製品を使用したことによるものであり、作業者の安全面の配慮とともに、製品の信頼性についても注意が必要である。
教職員課長	作業者の安全対策も重要な事項であり、改めて、ご指摘いただいた内容について、各校に周知するなどして、事故防止対策を着実に実施していく。
【陳情】	
	(質疑なし)
【その他報告】 県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果について	
平野(祐)委員	「ハラスメント等に関する相談対応マニュアル」や「ハラスメント等に関する専用相談窓口」の専用メールアドレスは、各教職員に配られているのか。
教育管理課長	マニュアルについては管理職向けのものであり、教職員一人一人に配ることは想定していない。専用メールアドレスについては、働き方改革メールマガジンで全ての教職員に配信している。
平野(祐)委員	パワハラの本質上、直属の上司から受けている場合、相談ができないという可能性がある。そういった場合、この専用メールアドレスが活用されると思うが、このメールは県教育委員会に届くのか、第三者である弁護士などに届くのか。
教育管理課長	従来は当課の所属メールアドレスを案内していたが、今回、それとは切り離れた専用メールアドレスを設けた。弁護士による外部相談窓口については、別途設けて周知している。
平野(祐)委員	「疲労蓄積度自己診断チェックの実施」について、自己診断した結果、自分で所属長に面談を申し出るのか。あるいは、インターネットなどに入力した結果をもとに、所属長が判断するのか。
教育管理課長	紙媒体で、各教職員が自己チェックを行い、その結果を提出する。その中で、一定以上の疲労度がある者を対象に所属長が面談する。
平野(祐)委員	自己診断だと、どこまで本当のことを書くだらうか。例えば、もっと仕事をしたい人は、疲れていても本当のことは書かないことはあると思う。このため、医療機関や弁護士など、県教育委員会とは別のところに直接声が届くような体制を築く必要があるのではないか。

教育管理課長	自己診断チェックは、所属長が教職員の状況を把握できる仕組みとなっており、面談などを通して、その後の職場での配慮も行うことができる。もう一方の「ストレスチェック」は、第三者機関が実施しており、管理職には個々の教職員の状況までは知らされない仕組みとなっている。双方が補完し合うということで、いずれも必要な取り組みであると考えている。
平野(祐)委員	ストレスチェックの結果、医師による面接指導申出者が34名とのことであるが、こういった場合、来年度の人事異動の対象になることはあるのか。
教職員課長	まず、職場で業務の見直しなどをすることになるが、それでも人事上配慮すべきという状況になれば配慮することもある。
副教育長	こういったストレスチェックに加えて、職場で働いている教職員が困ったことを相談できる、エントリーシートという取組みを定期的実施しており、それをもとに教育長をトップとした人事管理対策会議を開催し、個別に対応している。その中で、人間関係の問題が大きいものについては、人事異動で対処している。
山内委員	職場訪問における聞き取り結果では、長時間労働の主な原因として部活動のことが上がっているが、部活動に対する今後の方針、業務アシスタントの活用など、今後の部活動の負担の軽減をどのように考えているのか。
教育管理課長	部活動については、部活動指導員、部活動アシスタントといった外部人材を活用し、教員の負担軽減を図っている。また、部活動ガイドラインを示し、平日1日、休日1日の休養日を設定することになっている。一方で、保護者などからの部活動に対する期待もあることから、そういった方々の意識改革も必要ではないかとも考えている。また、市町村の取組みでは既に事例があるが、部活動の地域化といった方策も視野に入れながら、研究を進めることも必要ではないかと考えている。
川上委員	部活動の地域化も考えるとのことだが、今後、部活動の大会に地域単位で出ることになるのか。
教育管理課長	そのような方向性もあるとは考えるが、現状では大会主催者側の意向などもあるため、双方を考え合わせ、現実的な方法を見出していく必要がある。
副教育長	国の中央教育審議会の答申の中で、あくまで将来的な方向性として、大会のルールの見直しであるとか、部活動の基盤を、学校中心から地域を担い手にするなどの検討についての方向性が示されている。ただ、当然一朝一夕にその方向性へ進むわけではなく、働き方改革という視点だけでなく、競技力向上などといった視点も踏まえながら検討を重ねていきたい。
若井副委員長	ストレスチェックについて、高ストレスの教職員が393名、そのうち34名の約8.7パーセントが医師による面接指導を申し出たとのことであるが、残りの9割強の教職員に対してはどのような対応を行っているのか。
福利厚生室長	ストレスチェックでは、個人の内面に深く関わることから、医師による面接指導は、希望制となっている。一方で、このチェックには、教職員のセルフチェックを促すという意味合いもあるため、まず、自身でどういう心身状態であるのかを把握し、自身で対応する契機にしてもらっているのが現状である。
若井副委員長	高ストレスと判定された教職員に、医師による面接指導の受診を働きかけているという

	ことか。
福利厚生室長	実施者である保健師から、高ストレス教職員に対し、個別に医師面接の必要性や意義について、繰り返し働きかけを行っている。
【その他】	
岩井委員	体育の授業には様々な種目がある中で、ボール競技などでは教員が基本的な指導ができない場合もあるのではないかと。教員の指導に対してどのような基準を設け、また、対応をしているか。
体育健康課長	体力テストには投げる、跳ぶ、走るなどがあり、基本的なことは小中高校全てで教えており、そのための指導者の研修会を実施している。
岩井委員	例えば、ソフトボールでこの程度は投げてほしいという場合、ソフトボール協会などに教えてもらうよう要請するようなことはないのか。
体育健康課長	毎年種目研修会を実施しており、各競技団体の方にも協力をいただいている。今後、更に進めていきたい。
岩井委員	文部科学省において、最低限これだけほどの教員にも身につけて欲しいということは示していないのか。
体育健康課長	毎年、文部科学省の中央研修があり、それを受講した教員が、県内で伝達研修を行っている。
岩井委員	教員であれば一定程度はできてほしいと思う。各競技団体に要請するなど、前向きにやってほしい。
川上委員	台風19号による長野県の被災地へ行った際、学校として来ていた高校生ボランティアを多く見た一方で、岐阜県内の高校は、災害時にボランティアに行くことが比較的少ないように感じるが、県としてどのように考えているか。
総合教育センター長 兼学校支援課長	ボランティアについて、どの高校がどこに行っているのか詳細は把握していないが、子どもたちの教育においてボランティアの精神を培うことは重要と捉えている。また、県内のそれぞれの地域の活動の中でボランティア等の取組みは行われていると認識している。
尾藤委員	9月に関市のスーパーの前で高校生による殺人未遂事件があった。その後、報道されていないので尋ねたい。警察本部からの第一報は何時ごろあったのか。
学校安全課 学校安全企画監	事件発生直後に警察本部から殺人未遂事件が発生したとの連絡があったため、教育委員会から学校へも伝えた。
尾藤委員	非常に早く連絡があったということだが、その後、教育委員会若しくは学校関係者は何時ごろ現場に行ったか。
学校安全課 学校安全企画監	捜査中であり、学校関係者は現場に行かず、学校において警察の捜査に協力した。
尾藤委員	その考え方もあると思うが、これだけ大きな問題を起こしたのだから、学校関係者が現場を確認されることが大事だと思うが。
学校安全課	個別の案件については少年法の関係で回答を差し控えるが、一般論として、所轄警察署

学校安全企画監	で事案の概要を把握し、警察で重大事案と判断した場合は、相当時間経過後に、学校に連絡を入れることになっており、具体的には、刑事訴訟法に基づいて警察が学校に捜査への協力を要請する。今回も学校は真摯に対応していると報告を受けている。
尾藤委員	所轄署だけでなく、警察本部の幹部も、事件発生30分から40分で現場に行っている。教育委員会や学校関係者も現場を確認すべきだと思う。
学校安全課 学校安全企画監	学校として、警察として、それぞれがやるべきこともあり、学校関係者も水面下で努力・尽力し、捜査関係者とも協力している。
尾藤委員	水面下の努力・協力は当たり前のことで、あれだけの大きな犯罪であれば、学校関係者も現場へ行くべきである。高校2年生の生徒が、家からハサミを持ち出し、見ず知らずの女性を何回も刺して、自転車に乗って交番へ自首した。これだけ冷静なことをできるのは、いつか人を殺してみたいとか、日頃から兆候があったのではないかと思う。委員会の場での答弁はできないと思うが、子どもの頃からそうした兆候があったとすれば、未然に防げたのではないか。早期発見、早期対応が大事であり、小さな問題が起きた時、周囲の大人が手を差し伸べ、学校も親身に対応していくことが一番大事であるということを今回の事件が教えてくれたと思うが、教育委員会の今後の課題として、教育長はどう思うのか。
教育長	個別具体的には少年事件であるので回答できないが、ご指摘の点は大事だと考えている。
尾藤委員	未成年者の事件であることは承知しているが、いじめの問題への対応も同様である。いかに教育が大事か、因数分解や方程式を教えることだけではないことを、徹頭徹尾教えていくことも大事である。
教育研修課長	総合教育センターにおいて教員を対象にアンガーマネジメント研修を行っており、臨床心理士である大学の教授から、子どもたちの問題行動やその裏にある理由などについて学んでいる。教員のそういうスキルを一つ一つ地道に積み上げていきたい。